

答 申 第 4 6 号
平成15年 5月28日

尼崎市選挙管理委員会
委員長 藤田 浩明 様

尼崎市公文書公開等審査委員会
会長 芝池 義一

公文書の部分公開決定処分に係る異議申立てに対する
諮問について（答申）

平成14年2月18日付け尼選委第1032号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成14年1月9日付け部分公開決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市選挙管理委員会が平成14年1月9日付け尼選委第941号の2で行った部分公開決定処分（以下「本件部分公開決定処分」という。）のうち、非公開とした部分（異議申立の対象の部分のみ）を取り消し、公開すべきである。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成13年12月26日付けで尼崎市公文書の公開及び個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第4条の規定により行った「6月の市議選における公費助成のうち、「選挙カー」レンタル代に係る契約書と請求者など資料一式」の公文書公開請求に対し、尼崎市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が、「請求書（選挙運動用自動車の使用）契約書（選挙運動用自動車の使用）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、平成14年1月9日に行った部分公開の決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張している異議申立ての理由は次のとおりである。

選挙公営は言うまでもなく、公職選挙法によって、地方選挙でも候補者の負担を出来るだけ減らし、議会への門戸を広げようと導入された制度である。

しかし、公金で賄われる以上、自ずと限度が設けられるのは当然であり、各候補者は、相手方や内容等を十分吟味し、納得した上で契約を交わし、法に基づいて費用を請求するのが本来のはずである。市当局も相応のチェックを済ませ、同様に法に基づき、かかった費用を正当に公費をもって支払っているはずである。

選挙カーは当然ながら、候補者が公人である議員に当選すべく、一定条件のもとで選挙期間中に使用し、かつ正当に費用が税金で賄われたのなら、それを受け取った者は、たとえ民間事業者であれ、公的な性格を帯びると言うべきであろう。

契約そのものは各候補者が交わすが、行政の立場からすれば、将来の施策において種々の指摘やアドバイスを受けることになる議員（候補）の責務も鑑みて、その費用を肩代わりしている、とも考えられなくもない。公的な仕事のために、公的な手続きを経て、支出された公金の受領者を明らかにするのは、至極当たり前のことであり、そうでなければ、市が事業を契約したり委託したりし、同じく税金を支払っている民間事業者ら、相手方を公にしていることは無意味なこととなる。

以下、公開すべき点に絞り、個別に述べる。

- ・ 条例第7条第1号＝個人情報（相手方、印影、口座、登録番号、委任状）について

もとより個人特有の情報を示す印影や口座のほか、自動車登録番号、委任状については、必要がないので公開を望むものではない。また、特段の事情がない限り、公開すべきでもない

いう条例の趣旨は理解するつもりである。

ただし、相手方に関しては別である。むろん、個人情報には違いないが、公人たらんとする各候補者が、正当に契約を交わし、かつ公金の支払いが正当に認められている以上、相手方はその「公」「民」の如何を問わず、個別の名称が個人情報として、必ずしも保護されるべきだとは言い切れない。

- ・ 条例第7条第4号 = 法人関係の事業活動に関する秘密（取引先）について

この点がよく分からないが、この場合の取引先とは、候補者の氏名を差すのであろうか。それなら、既に公開されているということになるが・・・。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が非開示とした理由は次のとおりである。

- (1) 先ず、選挙管理委員会（以下「委員会」と言う。）の選挙運動に対する考え方を述べる。

選挙運動の自由は最大限に保障されるべきであり、委員会の関与や選挙運動を制限できるのは、法令に根拠がある場合に限るべきである。尼崎市選挙公営条例（以下「公営条例」と言う。）中、「選挙運動用自動車の使用の公営」制度（以下「制度」と言う。）は、候補者がどのような相手とどのような契約を行うのかは、候補者の選挙運動に伴う行為であり、候補者の自由と主体性に任せ、委員会は、法令の規定の従い、候補者から提出された契約書に基づき選挙運動の費用を一定限度まで負担するものであって、契約段階で契約の相手方や契約金額等に関与できないものであり、また、すべきでないところである。

候補者は、自由になんらの制約もなく、契約相手と交渉ができ、自分が考えている選挙運動に最も適したものと判断した相手と契約が行うことができるのであり、万一、選挙終了後に相手方が公開されることを前提に相手と交渉することは、候補者の相手方の選択の障害となる場合があり、選挙運動の自由を制限するものである。

- (2) 本件請求において、契約の相手方は、個人、法人等団体、レンタル業者及び一般乗用旅客運送事業者であるが、契約の相手方の住所、氏名は「個人情報」又は「法人等情報」に該当するので、公文書等条例第7条第1号又は第4号により、非公開としたものである。以下、個別に非公開理由を説明する。

個人の場合

選挙運動においては、候補者の選挙運動の自由と同時に有権者の政治参加の自由も保障されなければならない。また、有権者の政治参加は、法令に抵触しない限り自由に行えることは当然であり、その方法も自己の立場を公開して支持・支援する方法もあれば、自己の立場を非公開とし支持・支援する方法もあり、どちらも自由である。特に個人の場合は、候補者との特別な信頼関係のある支持・支援者であり、候補者との関係が判明することにより、当該個人の政治思想、政治信条、支援候補者等が判明するとともに、その者が非公開での支持・支援者であるなら、その者の政治参加も制限するものである。

従って、契約の相手方の住所、氏名は「個人情報」であるので、公文書等条例第7条第1

号により、非公開としたものである。

法人等団体（ のレンタル会社及び一般乗用旅客運送事業者を除く。）

これらの法人等団体についても、 と同様、選挙期間以外でも当該候補者と特別な関係をもつ支持・支援者であるので、候補者との関係が判明することにより、当該法人等の支持候補者等が判明するとともに、候補者との取引関係等顧客名簿等事業活動に係る秘密が判明し、それにより、事業活動に影響が出る恐れがある。

従って、契約の相手方の住所、氏名は「個人情報」及び「法人等情報」であるので、公文書等条例第7条第1号及び4号により、非公開としたものである。

法人（いわゆるレンタル会社及び一般乗用旅客運送事業者）

これらの法人については、 、 のような候補者との特別な関係はなく営業行為の一環として行われているものである。従って、どのような候補者とどのような契約をするかは、企業努力と自由競争であるべきである。特にこの制度は尼崎市議会議員選挙に限らず、全国の多くの市の選挙、県政、国政選挙でも行われている。また、最近では、市会選挙でも政党化が進み、契約業者は候補者個人よりも政党と交渉すれば、所属候補者との契約も可能となり、この契約実績が近隣市での選挙時のセールスポイントとなる等、だれと契約したかは当該法人の事業活動の秘密に係る顧客名簿であり、公開は自由な競争、正当な利益が損なわれる恐れがある。

また、候補者との交渉や関係により同じ車種を借りながら契約金額が異なる場合等、候補者との交渉が判明することは候補者との取引関係や顧客名簿等事業活動に係る秘密が判明し、自由な競争を妨げることになる。

従って、契約の相手方の住所、氏名は「法人等情報」であるので、公文書等条例第7条第4号により、非公開としたものである。

以上のとおり、契約の相手方により条例第7条第1号又は第4号に該当するので、非公開としたものである。なお、条例上、非公開事由が異なるため、万一、その取扱いが異なる可能性もあるが、候補者は公営条例に基づき、契約等を行ったものであり、公開・非公開を同じ扱いとすべきことは、選挙の公平・公正性から当然のことであり、一部でも非公開理由がある場合は、全てを非公開とすべきである。

第4 審査委員会の判断

1 本件公文書中の非公開情報及びその当否の判断に当たっての基本的な考え方

本件公文書中の非公開情報は、契約書に記載された情報のうち契約の相手方（以下「乙」という。）の住所、氏名、代表者氏名、印影、賃貸した自動車の登録番号、及び請求書に記載された情報のうち乙の住所（所在地）氏名又は名称、代表者氏名、印影、支払先口座情報、電話番号、事務担当者名、委任状の受任者名であり、そのうち、本件異議申立ての対象は、契約書に記載された乙の住所、氏名、代表者氏名、請求書に記載された乙の住所（所在地）氏名又は名称、代表者氏名である。

また、実施機関の説明書及び意見聴取から乙には個人、法人等団体（レンタル会社及び一般乗用旅客運送事業者を除く。以下「法人等団体」という。）レンタル会社等（レンタル会社及び一般乗用旅客運送事業者。以下「レンタル会社等」という。）がそれぞれ含まれていることが確認された。

一方、実施機関はその主張の(2)の で「個人と法人等団体及びレンタル会社等の間で公開・非公開を同じ扱いとすべきことは、選挙の公平・公正性から当然のことであり、一部でも非公開理由がある場合は、全てを非公開とすべきである」と主張している。そして、これについて実施機関の意見聴取で確認をしたところ、選挙の公平・公正性から乙が個人の場合と、法人等団体及びレンタル会社等の場合とでは同じ扱いとし、個人を非公開とした場合には法人等団体及びレンタル会社等についても当然同じく非公開とすべきである旨の説明があった。しかし、条例は原則公開の趣旨で規定されているものであるため、情報を非公開とするに当たっては個々具体的に条例に照らして厳格に判断されなければならない。したがって、実施機関が主張する「個人と法人等団体及びレンタル会社等の間で公開・非公開を同じ扱いとすべきである」という主張は、本審査委員会としてはどうも受け入れることはできない。

以上のことから、乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名のうち、個人のものについては条例第7条第1号に、法人等団体及びレンタル会社等のものについては条例第7条第4号にそれぞれ該当するかどうかを判断していくこととする。

2 条例第7条第1号に掲げる情報該当性の判断

まず、異議申立人は乙の住所、氏名は個人情報には違いないが、公人たらしとする各候補者が、正当に契約を交わし、かつ公金の支払いが正当に認められている以上、乙が「公」「民」のいずれであるかを問わず、個別の名称が個人情報として、必ずしも保護されるべきだとは言い切れないと主張している。

しかし、本市の条例第7条第1号本文は個人情報を公開しないことができると規定しており、条例第2条第3号では個人情報を「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と定義している。これらの規定は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報を原則として非公開とすることを定めたものである。

そして、実施機関は、乙の住所、氏名を公開した場合、それが特に個人の場合は、候補者との関係が判明することにより、当該個人の政治思想、政治信条、支援候補者等が判明するとともに、その者が非公然での支持・支援者であるなら、その者の政治参加も制限するものであるため条例第7条第1号に該当すると主張しているが、本審査委員会としても乙の住所、氏名は上記のところより明らかに個人情報であり、本号本文に該当するものとする。

また、条例第1条は「個人の尊厳に係る基本的人権を擁護し」と規定しており、個人情報の保護は条例の一つの目的である。乙の住所、氏名の公開により実施機関の主張するように当該個人の政治思想等が判明するのであれば、乙の住所、氏名は、個人情報として強く保護されなければならない。

しかし、本号ただし書きイでは「法令の規定による許可、届出等の際に実施機関が作成し、又

は取得した情報であって、公表することが公益上必要であると認められるもの」については、本号本文に該当する場合であっても、例外的に公開することができると規定している。この規定は、情報公開制度が市政運営の公開性の推進を目的とするものであることから設けられていると考えられるが、この趣旨に照らせば、異議申立人が「個人情報には違いないが・・・個別の名称が個人情報として、必ずしも保護されるべきだとは言いきれない」と主張するように、公金支出の相手方として市に対する公金の請求に名前を連ねる以上は、政治思想等の尊重を理由に乙の住所、氏名の公開を当然には拒否できないものとも考えられる。すなわち、乙の住所、氏名は、ただし書きイの「公表することが公益上必要であると認められるもの」の部分に該当するものとする余地がある。

さらに、本件異議申立ての対象外である登録番号（道路運送車両法の自動車登録番号。以下「登録番号」という。）は、道路運送車両法により所有権の公証を目的として規定されているものであり、また、選挙運動中であっても車両を運行する場合には秘匿するということができないものである。したがって、候補者が乙から自動車を賃借して使用している場合、乙の登録番号は公表されていることとなり、方法によっては所有権、さらには所有者である乙の住所、氏名が分かるものである。この点で、乙の住所、氏名については、特に保護すべき理由はないことになる。また、実施機関は「選挙終了後に相手方が公開されることを前提に相手と交渉することは、候補者の相手方の選択の障害となる場合があり、選挙運動の自由を制限するものである。」とも主張するが、上に述べたことによりこの主張も当たらないものとする。

以上の二つのことを総合して判断すると、本件の場合については、契約書及び請求書に記載された乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名は、乙が個人である場合、条例第7条第1号ただし書きイに該当する。

3 条例第7条第4号に掲げる情報該当性の判断

条例第7条第4号は、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を公開しないことができると定めている。

まず実施機関は、乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名を公開した場合、それが法人等団体の場合は、当該法人等団体は選挙期間以外でも当該候補者と特別な関係をもつ支持・支援者であるので、候補者との関係が判明することにより、当該法人等団体の支持候補者等が判明し、事業活動に影響が出る恐れがあると主張している。しかし、実施機関の非公開理由説明時において、当該法人等団体と候補者との関係が判明することにより、事業活動にどのような具体的な影響が出るのかまでの主張は行っておらず、また本審査委員会としても当該法人等団体の支持候補者等が判明することにより、当該法人等団体の事業活動に影響が出るとは考えられない。

また、実施機関は乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名を公開した場合、それが法人等団体又はレンタル会社等の場合は、当該法人等団体又はレンタル会社等と候補者との交渉が判明し、ひいては候補者との取引関係や顧客名簿等事業活動に係る秘密が判明し、自由な競争を妨

げることになると主張している。これについては、例えば顧客名簿の公開であれば本号に該当する可能性はあるが、本件の場合には相手方は候補者に限られており、乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名が公開されたとしても、乙の事業活動に影響が出たり、自由な競争が妨げられたりすることは考えられない。また、レンタル会社等が候補者と契約する場合、同じ車種で契約金額が異なることが判明することにより当該レンタル会社等の事業活動に係る秘密が判明し、当該法人の自由な競争を妨げると実施機関は主張しているが、各契約は、当該レンタル会社等の責任において結ばれているものであるから、乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名が公開されたとしても当該レンタル会社等の自由な競争が妨げられるとは考えられない。

さらに、条例第7条第1号に掲げる情報該当性の判断のところで述べたとおり、本件においては、乙が個人である場合であってもその住所、氏名は「公表することが公益上必要であると認められるもの」に該当するものとして公開をすべき必要性は大きいから、乙が法人等団体又はレンタル会社等である場合にはいわんやその住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名を非公開とすべき必要性は乏しい。また、乙の登録番号から方法によっては乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名が分かるものであることは、乙が個人である場合と同様である。

以上のことを総合して判断すると、本件の場合については、契約書及び請求書に記載された乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名は、乙が法人等団体又はレンタル会社等である場合、条例第7条第4号には該当しない。

4 結論

以上の理由により、「第1 審査委員会の結論」のとおり答申する。

以 上